

東京圏から広島市へ 移住される方へ

NEW
LIFE

交付要件を満たしている方に

広島市移住支援金

を交付します！

広島市の場所

HIROSHIMA

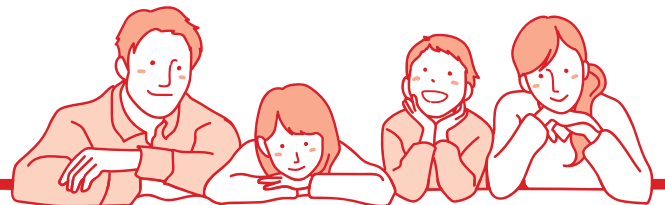


交付額

単身の場合 **60万円**

2人以上の世帯の場合 **100万円**

18歳未満の世帯員 一人当たり **+100万円**



夫婦と子ども2人の場合

300万円

交付要件

東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）から
就業 or テレワーク or 起業 での広島市への移住

詳細な要件は

裏面を
チェック

まずは移住支援金の対象要件をチェック！

移住元要件

移住する直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直前の1年間

- ①東京23区内に在住していた
 - ②東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していた
- ※①又は②に該当する



移住先要件

次の①～③の全てを満たしている

- ①令和5年9月1日以降に広島市に移住
- ②広島市への移住後1年以内
- ③5年以上広島市に継続して居住する意思を有している



その他要件

次の①・②の両方を満たしている

- ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない
- ②日本人又は外国人のうち永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者・特別永住者のいずれかの在留資格を有する



就業要件

次の①～⑤の全てを満たしている

- ①広島県のマッチングサイト「ひろしまワークス」に移住支援金の対象として掲載された求人に応募して就業した
- ②就業先が3親等以内の親族が代表者・取締役を務めている法人でない
- ③週20時間以上の無期雇用契約である
- ④5年以上当該法人に継続して勤務する意思を有している
- ⑤転勤や出向等による勤務地の変更ではなく新規の雇用である



YES

テレワーク要件

次の①・②の両方を満たしている

- ①所属先の企業等からの命令ではなく、自己の意思によって移住し、広島市内を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う
- ②デジタル田園都市国家構想交付金等を活用した取組の中で所属先企業等から資金提供されていない

YES

起業要件

1年以内に広島県の実施する「東京圏からの移住による地域課題解決型起業支援事業」に係る起業支援金の交付決定を受けた



YES



移住支援金の交付対象外

移住支援金の交付を受けられる可能性があります。
詳細な要件をホームページで確認の上、お問い合わせください。

※申請期限を過ぎた場合や予算上限に達した場合など交付が受けられない場合があります。

お問合せ先

詳細な要件はコチラ▶



就業要件対象求人はコチラ▶



広島市経済観光局雇用推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 (広島市役所5F)

☎ 082-504-2965 (直通) ✉ koyou@city.hiroshima.lg.jp